# 九州各県主要都市部のエンゲル係数の推移

| 地域と世帯の種別 | | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全国 | 総世帯 | 25.7 | 25.5 | 25.5 | 25.4 | 27.0 | 26.6 | 26.0 | 27.1 | 27.7 | 27.9 |
| | 勤労者世帯 | 24.4 | 24.0 | 24.3 | 24.0 | 25.5 | 24.9 | 24.6 | 25.9 | 26.5 | 26.3 |
| 九州地方 | 総世帯 | 24.5 | 24.0 | 23.8 | 24.7 | 25.3 | 25.5 | 25.7 | 26.4 | 27.2 | 28.0 |
| | 勤労者世帯 | 22.8 | 22.5 | 22.4 | 22.9 | 23.6 | 24.0 | 24.2 | 25.1 | 26.0 | 26.4 |
| 熊本市 | 総世帯 | 24.0 | 23.0 | 24.0 | 23.4 | 24.9 | 23.2 | 24.5 | 27.3 | 26.2 | 27.2 |
| | 勤労者世帯 | 22.3 | 21.6 | 21.6 | 22.3 | 23.9 | 23.3 | 25.2 | 26.6 | 25.3 | 26.0 |
| 福岡市 | 総世帯 | 24.7 | 25.0 | 23.5 | 25.9 | 24.1 | 26.8 | 26.3 | 25.7 | 28.2 | 27.7 |
| | 勤労者世帯 | 25.1 | 24.1 | 23.4 | 24.5 | 23.6 | 25.6 | 24.6 | 24.5 | 27.8 | 25.3 |
| 佐賀市 | 総世帯 | 23.3 | 22.2 | 26.4 | 21.9 | 22.9 | 24.3 | 24.2 | 26.8 | 27.6 | 28.1 |
| | 勤労者世帯 | 20.2 | 21.3 | 26.1 | 19.0 | 20.7 | 22.7 | 22.8 | 26.1 | 26.1 | 27.8 |
| 長崎市 | 総世帯 | 27.0 | 25.9 | 25.7 | 25.6 | 27.3 | 27.2 | 25.3 | 28.0 | 29.0 | 32.2 |
| | 勤労者世帯 | 24.9 | 23.7 | 24.7 | 22.3 | 26.3 | 25.7 | 24.1 | 25.4 | 26.1 | 30.2 |
| 大分市 | 総世帯 | 25.1 | 21.8 | 23.6 | 25.2 | 25.8 | 24.0 | 24.0 | 22.9 | 25.8 | 27.2 |
| | 勤労者世帯 | 23.2 | 20.4 | 22.4 | 23.8 | 23.3 | 21.7 | 23.3 | 21.5 | 23.9 | 24.8 |
| 宮崎市 | 総世帯 | 23.1 | 24.8 | 20.3 | 24.1 | 26.8 | 23.6 | 25.4 | 26.8 | 29.4 | 30.9 |
| | 勤労者世帯 | 21.0 | 23.1 | 18.0 | 23.7 | 25.8 | 22.2 | 23.4 | 25.9 | 28.2 | 29.4 |
| 鹿児島市 | 総世帯 | 22.0 | 23.0 | 24.1 | 25.3 | 25.3 | 23.4 | 24.8 | 25.5 | 25.2 | 26.7 |
| | 勤労者世帯 | 20.7 | 20.3 | 21.3 | 23.9 | 23.6 | 21.5 | 24.3 | 24.6 | 24.1 | 25.6 |
| 那覇市 | 総世帯 | 27.5 | 26.6 | 27.6 | 28.7 | 29.4 | 28.1 | 26.5 | 27.6 | 29.6 | 29.2 |
| | 勤労者世帯 | 26.1 | 23.6 | 26.4 | 25.8 | 27.3 | 26.6 | 24.3 | 26.4 | 27.6 | 27.6 |

出所： e-stat政府統計の総合窓口【家計調査／家計収支編／第１表・第２表／地方・都道府県庁所在市別中分類指数】

資料１

資料２

## 職業別求人賃金（大分類）・・・フルタイム及びパート

＊パートは時間給で計上

| 2026年6月 | フルタイム | | パート | |
|---|---|---|---|---|
| | 上限 | 下限 | 上限 | 下限 |
| 日本産業分類 | 265,720 | 212,164 | 1,302 | 1,177 |
| A　管理的職業従事者 | 314,704 | 252,219 | － | － |
| B　専門的・技術的職業従事者 | 290,386 | 229,163 | 1,565 | 1,361 |
| C　事務従事者 | 234,958 | 194,847 | 1,247 | 1,151 |
| D　販売従事者 | 284,460 | 215,167 | 1,121 | 1,078 |
| E　サービス職業従事者 | 231,878 | 196,357 | 1,255 | 1,126 |
| F　保安職業従事者 | 226,410 | 187,801 | 1,216 | 1,122 |
| G　農林漁業従事者 | 275,989 | 211,932 | 1,214 | 1,093 |
| H　生産工程従事者 | 262,692 | 204,111 | 1,247 | 1,087 |
| I　輸送・機械運転従事者 | 267,111 | 221,607 | 1,193 | 1,147 |
| J　建設・採掘従事者 | 303,063 | 216,550 | 1,967 | 1,448 |
| K　運搬・清掃・包装等従事者 | 228,392 | 197,286 | 1,134 | 1,096 |
| 分類不能の職業 | － | － | － | － |
| 【IT間関連計】 | 301,131 | 217,509 | 1,218 | 1,147 |
| 【福祉関連計】 | 248,504 | 209,557 | 1,393 | 1,243 |

## 産業別求人賃金（大分類）・・・フルタイム及びパート

| 2026年6月 | フルタイム | | パート | |
|---|---|---|---|---|
| | 上限 | 下限 | 上限 | 下限 |
| 産業計 | 265,720 | 212,164 | 1,302 | 1,177 |
| AB　農林漁業 | 264,387 | 210,355 | 1,215 | 1,086 |
| C　鉱業 | 294,576 | 215,800 | － | － |
| D　建設業 | 326,290 | 232,603 | 1,425 | 1,221 |
| E　製造業 | 262,620 | 201,417 | 1,170 | 1,089 |
| F　電気・ガス・熱供給・水道 | 249,357 | 192,714 | 1,134 | 1,134 |
| G　情報通信 | 301,489 | 214,949 | 1,190 | 1,056 |
| H　運輸業 | 255,329 | 214,470 | 1,242 | 1,190 |
| I　卸売・小売 | 274,459 | 219,248 | 1,257 | 1,146 |
| J　金融・保険 | 305,962 | 203,654 | 1,198 | 1,187 |
| K　不動産 | 264,156 | 217,275 | 1,214 | 1,166 |
| L　学術研究 | 339,953 | 229,637 | 1,352 | 1,139 |
| M　飲食・宿泊 | 248,880 | 208,359 | 1,213 | 1,111 |
| N　生活関連・娯楽 | 262,862 | 210,241 | 1,315 | 1,132 |
| O　教育・学習 | 229,345 | 203,714 | 1,334 | 1,269 |
| P　医療・福祉 | 246,445 | 207,213 | 1,365 | 1,215 |
| Q　複合サービス | 226,372 | 189,767 | 1,153 | 1,146 |
| R　サービス | 245,892 | 206,543 | 1,166 | 1,103 |
| ST　公務・その他 | 253,703 | 205,684 | 1,428 | 1,347 |

資料３

## ４－３　市区町村別従業者規模別事業所数及び従業者数（平成２８年、令和３年）

（単位　所･人）

| 年・市区町村 | 総　数 | | 規模別 | | | | | | 出向・派遣従業者のみ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1～4人 | | 5～9人 | | 10人以上 | | |
| | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 |
| 平成２８年 | 72,144 | 690,992 | 41,255 | 88,120 | 14,733 | 96,613 | 15,807 | 506,259 | 349 |
| **令和３年** | **72,744** | **716,508** | **41,378** | **87,657** | **14,514** | **95,445** | **16,443** | **533,406** | **409** |
| 熊本市 | 30,344 | 325,935 | 16,430 | 35,453 | 6,431 | 42,264 | 7,300 | 248,218 | 183 |
| 中央区 | 11,444 | 123,458 | 6,576 | 14,251 | 2,292 | 14,959 | 2,487 | 94,248 | 89 |
| 東区 | 7,053 | 71,787 | 3,700 | 7,886 | 1,552 | 10,300 | 1,770 | 53,601 | 31 |
| 西区 | 2,945 | 31,429 | 1,537 | 3,398 | 620 | 4,111 | 774 | 23,920 | 14 |
| 南区 | 4,739 | 54,008 | 2,358 | 5,130 | 1,074 | 7,046 | 1,284 | 41,832 | 23 |
| 北区 | 4,163 | 45,253 | 2,259 | 4,788 | 893 | 5,848 | 985 | 34,617 | 26 |
| 八代市 | 5,572 | 49,353 | 3,311 | 7,046 | 1,069 | 7,063 | 1,161 | 35,244 | 31 |
| 人吉市 | 1,895 | 15,361 | 1,168 | 2,339 | 331 | 2,175 | 389 | 10,847 | 7 |
| 荒尾市 | 1,616 | 15,013 | 912 | 1,901 | 296 | 1,946 | 393 | 11,166 | 15 |
| 水俣市 | 1,135 | 9,731 | 724 | 1,464 | 182 | 1,222 | 222 | 7,045 | 7 |
| 玉名市 | 2,370 | 21,871 | 1,322 | 2,861 | 479 | 3,114 | 554 | 15,896 | 15 |
| 山鹿市 | 2,098 | 17,814 | 1,238 | 2,582 | 408 | 2,697 | 447 | 12,535 | 5 |
| 菊池市 | 1,977 | 23,572 | 1,076 | 2,260 | 438 | 2,853 | 455 | 18,459 | 8 |
| 宇土市 | 1,315 | 12,323 | 751 | 1,626 | 251 | 1,666 | 304 | 9,031 | 9 |
| 上天草市 | 1,424 | 8,685 | 936 | 1,846 | 270 | 1,799 | 215 | 5,040 | 3 |
| 宇城市 | 2,223 | 22,673 | 1,217 | 2,567 | 445 | 2,974 | 541 | 17,132 | 20 |
| 阿蘇市 | 1,264 | 11,009 | 789 | 1,670 | 221 | 1,458 | 246 | 7,881 | 8 |
| 天草市 | 4,345 | 28,150 | 2,887 | 5,746 | 741 | 4,831 | 702 | 17,573 | 15 |
| 合志市 | 1,574 | 19,658 | 857 | 1,775 | 325 | 2,110 | 386 | 15,773 | 6 |
| 美里町 | 366 | 2,744 | 223 | 476 | 68 | 449 | 75 | 1,819 | － |
| 玉東町 | 156 | 1,049 | 100 | 206 | 28 | 181 | 28 | 662 | － |
| 南関町 | 385 | 4,241 | 228 | 476 | 67 | 442 | 87 | 3,323 | 3 |
| 長洲町 | 484 | 7,557 | 280 | 567 | 81 | 552 | 122 | 6,438 | 1 |
| 和水町 | 425 | 3,400 | 268 | 540 | 67 | 423 | 90 | 2,437 | － |

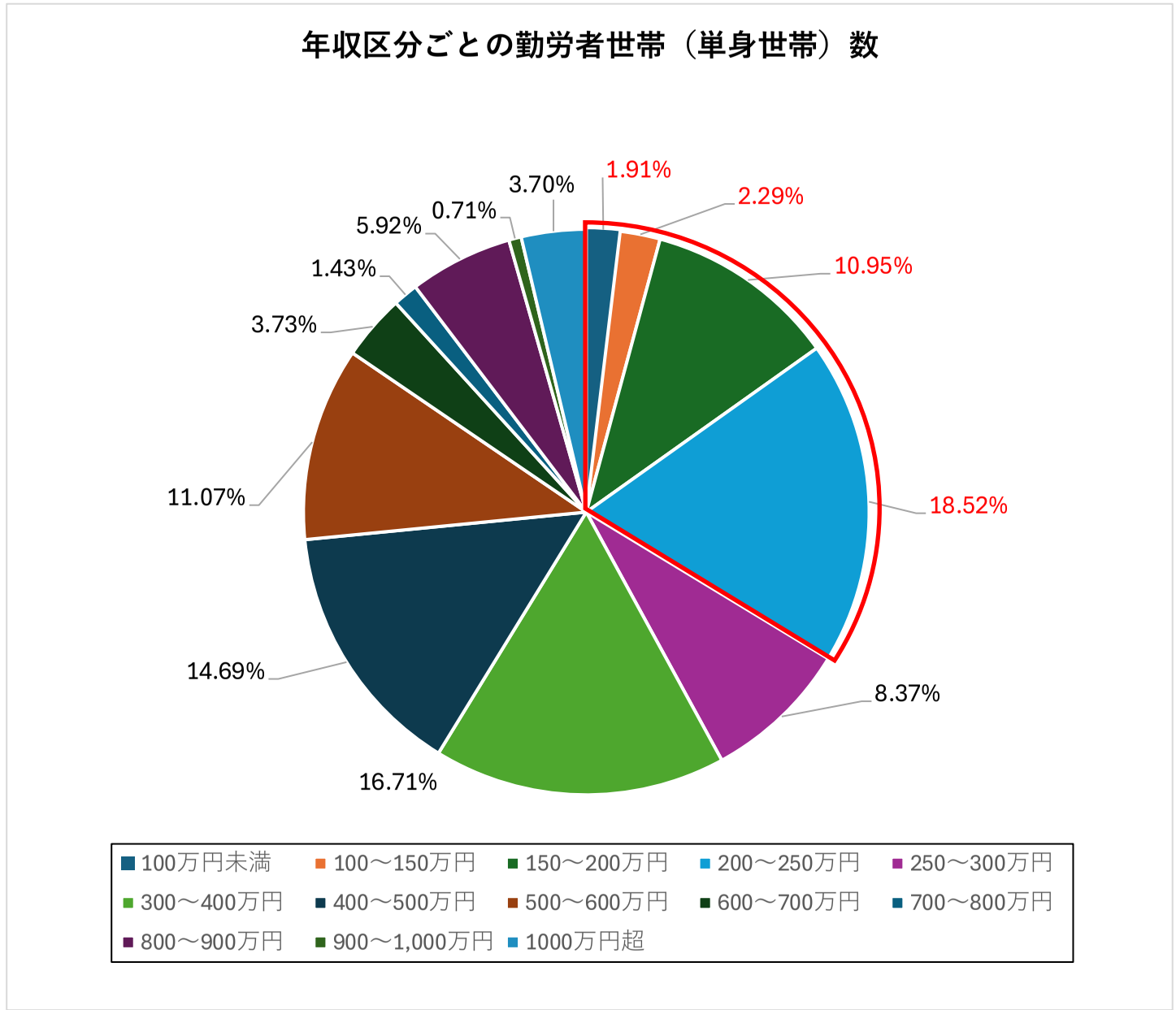
１）「経済センサス－活動調査」の結果による。

２）必要な数値が得られた事業所のみを対象に集計しているため、他表の数値と異なる場合がある。

県統計調査課

| 市区町村 | 総　数 | | 規模別 | | | | | | 出向・派遣従業者のみ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1～4人 | | 5～9人 | | 10人以上 | | |
| | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 |
| 大津町 | 1,219 | 18,063 | 604 | 1,294 | 246 | 1,639 | 362 | 15,130 | 7 |
| 菊陽町 | 1,575 | 22,725 | 733 | 1,710 | 356 | 2,329 | 467 | 18,686 | 19 |
| 南小国町 | 261 | 1,836 | 160 | 338 | 47 | 318 | 53 | 1,180 | 1 |
| 小国町 | 453 | 2,225 | 320 | 647 | 78 | 493 | 51 | 1,085 | 4 |
| 産山村 | 68 | 349 | 46 | 97 | 11 | 71 | 11 | 181 | － |
| 高森町 | 331 | 2,200 | 202 | 411 | 65 | 433 | 62 | 1,356 | 2 |
| 西原村 | 292 | 3,184 | 173 | 391 | 57 | 395 | 62 | 2,398 | － |
| 南阿蘇村 | 488 | 3,236 | 332 | 693 | 75 | 474 | 77 | 2,069 | 4 |
| 御船町 | 670 | 5,700 | 391 | 847 | 127 | 813 | 152 | 4,040 | － |
| 嘉島町 | 668 | 7,997 | 269 | 626 | 172 | 1,114 | 221 | 6,257 | 6 |
| 益城町 | 1,019 | 13,070 | 518 | 1,070 | 198 | 1,303 | 295 | 10,697 | 8 |
| 甲佐町 | 453 | 3,688 | 286 | 613 | 76 | 504 | 91 | 2,571 | － |
| 山都町 | 676 | 4,251 | 439 | 940 | 116 | 793 | 117 | 2,518 | 4 |
| 氷川町 | 448 | 2,743 | 275 | 575 | 111 | 719 | 58 | 1,449 | 4 |
| 芦北町 | 571 | 5,065 | 337 | 741 | 109 | 708 | 122 | 3,616 | 3 |
| 津奈木町 | 134 | 910 | 77 | 156 | 30 | 201 | 27 | 553 | － |
| 錦町 | 413 | 4,044 | 226 | 486 | 86 | 570 | 101 | 2,988 | － |
| 多良木町 | 440 | 3,086 | 264 | 521 | 89 | 598 | 86 | 1,967 | 1 |
| 湯前町 | 176 | 962 | 114 | 249 | 34 | 216 | 26 | 497 | 2 |
| 水上村 | 89 | 467 | 71 | 151 | 8 | 49 | 10 | 267 | － |
| 相良村 | 191 | 1,413 | 111 | 211 | 32 | 229 | 45 | 973 | 3 |
| 五木村 | 50 | 364 | 34 | 79 | 4 | 28 | 12 | 257 | － |
| 山江村 | 80 | 586 | 47 | 88 | 15 | 97 | 18 | 401 | － |
| 球磨村 | 69 | 572 | 44 | 84 | 11 | 71 | 14 | 417 | － |
| あさぎり町 | 611 | 4,823 | 387 | 837 | 103 | 674 | 120 | 3,312 | 1 |
| 苓北町 | 331 | 2,810 | 201 | 401 | 60 | 387 | 66 | 2,022 | 4 |

| 100万円未満 | 100～150万円 | 150～200万円 | 200～250万円 | 250～300万円 | 300～400万円 | 400～500万円 | 500～600万円 | 600～700万円 | 700～800万円 | 800～900万円 | 900～1,000万円 | 1000万円超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2,433 | 2,913 | 13,931 | 23,548 | 10,643 | 21,247 | 18,682 | 14,072 | 4,746 | 1,814 | 7,524 | 906 | 4,707 | 127,166 |
| 1.91% | 2.29% | 10.95% | 18.52% | 8.37% | 16.71% | 14.69% | 11.07% | 3.73% | 1.43% | 5.92% | 0.71% | 3.70% | 100.00% |




【出処：令和６年全国家計構造調査・都道府県別所得分布表　（勤労者世帯・単身世帯）】

資料４

**資料5-1**

令和８年８月１８日

**第１１回令和８年熊本地震非常災害対策本部会議/**
**第１回令和８年８月千葉豪雨に関する関係閣僚会議**

（高市総理）

本日は、令和８年熊本地震非常災害対策本部会議と令和８年８月千葉豪雨に関する関係閣僚会議を開催いたしました。

本日午前には熊本県・木村知事から、午後は九州経済連合会などの「九州経済４団体」から、「復旧・復興」に係る御要望を頂戴しました。各大臣もそれぞれの役所で御要望を受けていただいたと承知しております。

熊本県・木村知事からは、繰り返す大規模災害による重複被災と厳しい財政状況を踏まえて、「震災からの復旧・復興に係る特別な財政支援」、「地域産業等の早期復旧・事業継続への支援」、「農林水産基盤の早期復旧、農林水産業への支援」などについて御要望がありました。

また、九州経済４団体からは、「被災者生活支援の強化」、「交通インフラ等の社会基盤の早期復旧」、「農林水産業や中小企業等の事業継続・再建支援」、「観光産業の復興促進」などについて御要望がありました。

各大臣におかれては、こうしたお声を踏まえて先手・先手で取組を進めてください。

「激甚災害」の指定に関しては、中小企業の特例について、八代市、御船町に続き、新たに宇城市、氷川町、鹿島町についても「局激」の指定基準を超過する見込みが立ちました。

これら２市３町の指定に向けた手続を進めます。

被災された中小企業・小規模事業者に対しては、「自治体連携型補助金」を通じて熊本県内全域の被災中小企業・小規模事業者を対象に、「なりわい再建支援補助金」並みの高い補助率で「復旧支援事業」を実施することが可能となります。

「局激」に指定される地域の被災中小企業・小規模事業者の皆様は、日本政策金融公庫による低利での貸付や、別枠の「災害関連保証」が利用可能となります。

加えて、既往債務の負担軽減について、条件変更など事業者に寄り添った柔軟な対応をするように官民金融機関に対して要請を行っております。

山田副大臣は、中小企業活性化協議会による「債務調整支援」などを通じて必要な支援を実施するとともに、熊本県と連携して、被災事業者などの実態を踏まえて、「補助対象となる事業者の範囲」や「多重被災された方々」への支援を含めて、被災中小企業・小規模事業者支援の在り方について検討し、関係大臣と調整を進めて、丁寧かつ柔軟な支援に取り組んでください。

また、被災した八代地域は、いぐさ生産やトマト栽培の一大産地でございます。

農作物被害や農林水産関係の各種施設・機械などの被害も確認されており、特に集出荷施設で大きな被害が報告されています。

鈴木大臣は、被害状況、ニーズ、いただいた御要望なども踏まえながら、柔軟な対応を迅速に検討してください。

水道施設でございますが、「水道本管」の修繕を８月末までに完了できるよう支援を継続・強化しております。水道施設を含む「災害復旧事業」については、高率の国庫補助によって「財政支援」を実施してまいります。

金子大臣、林大臣、あかま大臣におかれましては、個人の井戸や集落が管理する「地域水道施設」への対応も含め、必要な取組を加速してください。

医療・福祉サービスの「提供体制」の確保は極めて重要です。

介護職員など応援派遣や物資支援を実施しているほか、医薬品などが不足した場合には関係業界団体と連携して支援を実施するなどの対応をしっかりと行ってまいりましょう。

上野大臣、黄川田大臣におかれては、関係大臣と連携して、福祉施設などの早期復旧に必要な「財政支援」に取り組んでください。

また、「医療施設等災害復旧費補助金」による支援や、「緊急小口資金」の対象拡大などの特例措置を早期に開始するなど、被災された方々に速やかな支援が届くように取り組んでください。

「建設型応急住宅」につきましては、被災地の実情や自治体の御要望を踏まえて、課題を共有しながら円滑な整備が図られるよう、あかま大臣は、自治体と緊密に連携してください。

また、「被災者生活再建支援金補助金」について、迅速な支給ができるように必要な取組をお願いします。

被災した「文教施設」の復旧については、「災害復旧制度」を活用して、速やかで円滑な事業実施が図られるよう最大限の支援に努めていきます。

また、「はくおうⅡ」においても、こどもさんが楽しく過ごすことができる空間が設置されました。

松本大臣は、「文教施設」の早期復旧に向けて最大限の支援を進めてください。

また、松本大臣、黄川田大臣におかれては、２学期の始業が近づいておりますので、こどもさんの「居場所づくり」の取組を加速してください。

被災地の復旧・復興を進めていく中で、「公共土木施設」などの早期復旧が非常に大事です。

河川、道路、港湾などの「災害復旧事業」については、『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』などに基づいて、「財政支援」を実施してまいります。

金子大臣は、早期の復旧に向けた技術的な助言など、被災自治体が必要としている支援に取り組んでください。

また、肥薩おれんじ鉄道については、全線復旧を後押しするとともに、運休区間における「代替輸送」の確保について対応してください。

今回の地震により、「自治公民館」や熊本県各地の文化財に相当の被害が生じています。

政府においても、「文化財防災センター」などの専門家による「被災した文化財の救援、復旧支援」を開始し、「被害状況の早急な把握」と「緊急的な保全」に取り組んでいます。

林大臣、松本大臣は、「自治公民館」の復旧支援や文化財の速やかな復旧に向けて、関係機関とも連携し必要な支援に取り組んでください。

既に総額６１６億円の「普通交付税の繰上げ交付」も決定しましたが、林大臣は、被災自治体の財政運営に支障が生じないよう、様々な財政需要を的確に把握して、引き続き適切に対応してください。

被災市町村が実施する「災害廃棄物」の収集、運搬、処分や、損壊家屋などの解体・撤去に要する経費について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」による「財政支援」を行っています。

石原大臣は、「令和８年熊本地震公費解体支援チーム」を活用して、被災市町村、被災者のニーズに応じた迅速な「公費解体支援」を推進してください。

行政庁舎などの「公共・公用施設」につきまして、熊本県内の庁舎に一定の被害があったと伺っています。

林大臣は、被害の状況を丁寧にお伺いして、適切に対応してください。

本日で発災から３週間となります。

被災された方や被災自治体が安心して復旧・復興に取り組むことができるように、「できることは、すべてやる」という決意の下で、政府の総力を結集してまいりましょう。

次に、「令和８年８月千葉豪雨」につきまして、お亡くなりになられた方々に哀悼の誠を捧げますとともに、謹んで御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

そして、被害に遭われた全ての皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

今般の豪雨に際しては、政府として、官邸に「官邸連絡室」を設置して情報収集などに当たったほか、「関係省庁災害対策会議」を開催して、対応に当たりました。

また、既に国土交通省のＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（国土交通省 緊急災害対策派遣隊）や農林水産省のＭＡＦＦ－ＳＡＴ（農林水産省 サポート・アドバイス・チーム）が現地で活動を開始しております。各省庁の職員が、情報収集や県・自治体との連携のため、千葉県内で活動を行っています。

各大臣は、千葉県と緊密に連携をして、地元のニーズも踏まえて、一日も早い復旧に向けて、全力で対応に当たってください。

林大臣は、被災自治体が、財政上安心して復旧に取り組むことができるよう、「普通交付税の繰上げ交付」を迅速に実施してください。

豪雨の中での移動によって、国民の命が失われることがあってはなりません。

金子大臣、あかま大臣を中心に、今回の内水氾濫による被害の把握と原因分析、被害軽減に向けた取組を加速してください。

今回の豪雨では、道路のアンダーパス部などで冠水が発生して、車両が水没して、人が亡くなるといった被害が発生しました。

金子大臣は、今回の災害時の対応を検証した上で、冠水したアンダーパス部への車両の侵入を防ぐなどの取組を進めてください。

「災害時の道路上での車両の冠水事故」を防止するため、あかま大臣は、「災害時における道路管理者と連携した交通対策」の実施について、対策を強化するとともに、万が一の際に、車両からの脱出方法を含めて、適切な行動をとることができるよう、平素から運転者に対する広報啓発を実施してください。

毎年のように豪雨の被害をもたらす「線状降水帯」について、先端ＡＩ技術の活用を含む観測・予測を強化し、予測精度の向上に取り組む必要があります。

「令和８年８月千葉豪雨」では、短時間のうちに急激に災害のリスクが高まる状況となりました。

金子大臣は、このような状況下においても、適時適切な防災気象情報の発表に加え、地元の気象台が持つ危機感を前広に県などに伝えて、住民の皆様への的確な情報発信に努めてください。

大雨などによる災害が多く発生する時期が続きます。

引き続き、警戒を怠らず、緊張感を持って臨んでまいりましょう。

以上です。お疲れ様でした。

資料5-2

令 和 ８ 年 ８ 月 18 日

内閣府政策統括官（防災担当）

# 「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」への適用措置（中小企業に関する特別の助成）の追加指定見込み（対象市町村の追加（２回目））について

「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」に係る適用措置（中小企業に関する特別の助成）の追加指定見込みについて、別紙のとおり、対象市町村を追加（２回目）することとなりましたので、お知らせいたします。

今後は、激甚災害として指定する政令の改正に向けた手続を進めてまいります。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（復旧・復興担当）付　　江口、粂
ＴＥＬ：03-5253-2111（代表、内線 51401）　03-3593-2847（直通）

（別紙）

# 「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」への適用措置（中小企業に関する特別の助成）の追加指定見込み（対象市町村の追加（２回目））について

## １．激甚災害の指定

令和八年熊本地震による災害

## ２．適用措置の指定（見込み）

【本激】　　：追加指定する見込みとなった適用措置

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第３条、第４条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ

（過去５か年の実績の平均では公共土木施設等は71%→84%に嵩上げ）

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第５条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ

（過去５か年の実績の平均では農地は86%→97%に嵩上げ）

③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第６条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ

（通常20%→50%（農林水産大臣が告示した市町村は90%））

④小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入

【局激】

| 【適用措置】 | 【対象市町村】 |
|---|---|
| ○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）<br>事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。 | 熊本県御船町（みふねまち）<br>〃　八代市（やつしろし）<br>（追加）<br>熊本県宇城市（うきし）<br>〃　嘉島町（かしままち）<br>〃　氷川町（ひかわちょう） |

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

# 激甚災害指定により適用される措置の概要①

（令和八年熊本地震による災害）

（参考） 内閣府

## （第3･4条）公共土木施設災害復旧事業等

＜通常の災害時の措置＞　（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等）

○公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率　７１％（地方負担分への交付税措置を加えると９８．６％）
（過去５か年の実績の平均）

＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率等を嵩上げ
７１％　⇒　８４％（地方負担分への交付税措置を加えると９９．２％）
（過去５か年の実績の平均）
※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

## （第5条）農地等の災害復旧事業等

＜通常の災害時の措置＞　（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

○農地･農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象

○自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ

○補助率
農地　86%（地方負担分への交付税措置を加えると98．0%）
（過去5か年の実績の平均）

＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率を嵩上げ
農地 86% ⇒ 97%（地方負担分への交付税措置を加えると99．6%）
（過去5か年の実績の平均）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

# 激甚災害指定により適用される措置の概要②

（令和八年熊本地震による災害）

内閣府

## （第6条）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

＜通常の災害時の措置＞　（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

○農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等）の災害復旧事業が対象

○国庫補助率　2/10

＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率を嵩上げ

・告示地域※　（一施設あたり13万円以上のもの）
9/10（40万円以下の部分は4/10）

・その他地域　（一施設あたり40万円以上のもの）
5/10（40万円以下の部分は3/10）

※農地等（第5条）の補助率嵩上げ対象地域等を対象に農林水産大臣が告示

## （第12条）中小企業に関する特別の助成

＜通常の災害時の措置＞　（中小企業信用保険法）

○災害救助法の適用地域において、中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で経営安定資金について100%の保証が信用保証協会から受けられる「セーフティネット保証4号」を適用

【通常の保証】
最大2.8億円（普通保証：2億円以内　無担保保証：8,000万円以内）
信用保証協会が日本政策金融公庫と締結する信用保険のてん補率（損失に対し保険金を支払う割合）：70～80%、保険料率：0.25～1.69%

＋

【セーフティネット保証4号】
最大2.8億円（普通保証：2億円以内　無担保保証：8,000万円以内）
てん補率：80%、保険料率：0.41%

＜激甚災害指定時の措置＞

○通常の保証及び「セーフティネット保証4号」とはさらに別枠で事業再建資金について100%の保証が受けられる「災害関係保証」を適用

【災害関係保証】
最大2.8億円（普通保証：2億円以内　無担保保証：8,000万円以内）
てん補率：80%、保険料率：0.41%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

# 激甚災害指定により適用される措置の概要③

（令和八年熊本地震による災害）

内閣府

## （第24条）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

＜通常の災害時の措置＞

○国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債（一般単独災害復旧事業債）の元利償還金を基準財政需要額に算入

■一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置

【農林漁業施設】

⇒起債充当率 65%、 元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% （財政力補正）

＜激甚災害指定時の措置＞

○国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入

（対象地域は総務大臣が告示）

■小災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設】

（都道府県・指定都市） 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満

（市町村） 1箇所の工事の費用が30万円以上 60万円未満

【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの （※国の負担がないものに限る）

⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0% （財政力補正）

【農地、農業用施設、林道】

1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満

⇒起債充当率 （農地）50% （農業用施設、林道）65%

（農地）74% （農業用施設、林道）80% ※特に被害の著しい区域の場合

元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。